

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

令和元年4月に労働基準法が改正され、10日以上の子次有給休暇が付与された職員については年5日以上の子次有給休暇を取得することが義務化された。今後の確実な年次有給休暇取得に向けて、改正労働基準法に基づく年次有給休暇の時季指定制度を導入することに伴い所要の改正を行う。

2 改正の内容

年次有給休暇の時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法について追加する。

3 改正する規則

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 就業規則
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則
- (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 再雇用職員等に関する就業規則
- (4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 任期付職員に関する就業規則

4 施行期日

令和2年1月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第51条の2 (略)</p> <p>(年次休暇の時季指定)</p> <p>第51条の3 <u>年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日(日又は半日単位の年次休暇に限る。)</u>について、法人が職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、時季指定を行うことなく職員が自ら取得した年次休暇については、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</p> <p>第52条～第74条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第51条の2 (略)</p> <p>(年次休暇の時季指定)</p> <p>(新設)</p> <p>第52条～第74条 (略)</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 契約職員及び非常勤職員に関する就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(有給休暇)</p> <p>第12条 契約職員の有給休暇は、次項から第9項までに定めるとおりとする。</p> <p>ただし、年次休暇を除く有給休暇が休務日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって有給休暇の期間とみなす。</p> <p>2 年次休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数の休暇とし、就業規則第51条第4項から第6項及び第51条の3までの規定を準用する。</p> <p>(1) 継続勤務期間と雇用予定期間を合計した期間(以下「継続勤務期間等」という。)が6箇月以内の場合</p> <p>当該継続勤務期間等が2箇月のときは3日、2箇月を超え6箇月に満たないときは2箇月を超える期間1箇月について1日を加算した日数、6箇月のときは8日の休暇</p> <p>(2) 継続勤務期間等が6箇月を超える場合</p> <p>当該継続勤務期間等のうち、6箇月までの期間は8日、6箇月を超える期間は1年ごとに月数に1日をかけて得た日数(その日数が労基法第39条に規定する休暇の日数(前年から繰り越された休暇の日数を除く。))に達しない場合は、同条に規定する基準に準ずる休暇の日数)の休暇</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第31条 非常勤職員の有給休暇は、次項から第9項までに定めるとおりとする。</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(有給休暇)</p> <p>第12条 契約職員の有給休暇は、次項から第9項までに定めるとおりとする。</p> <p>ただし、年次休暇を除く有給休暇が休務日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって有給休暇の期間とみなす。</p> <p>2 年次休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数の休暇とし、就業規則第51条第4項から第6項及び第51条の2までの規定を準用する。</p> <p>(1) 継続勤務期間と雇用予定期間を合計した期間(以下「継続勤務期間等」という。)が6箇月以内の場合</p> <p>当該継続勤務期間等が2箇月のときは3日、2箇月を超え6箇月に満たないときは2箇月を超える期間1箇月について1日を加算した日数、6箇月のときは8日の休暇</p> <p>(2) 継続勤務期間等が6箇月を超える場合</p> <p>当該継続勤務期間等のうち、6箇月までの期間は8日、6箇月を超える期間は1年ごとに月数に1日をかけて得た日数(その日数が労基法第39条に規定する休暇の日数(前年から繰り越された休暇の日数を除く。))に達しない場合は、同条に規定する基準に準ずる休暇の日数)の休暇</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第31条 非常勤職員の有給休暇は、次項から第9項までに定めるとおりとする。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 契約職員及び非常勤職員に関する就業規則 新旧対照表

<p>2 年次休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>年次休暇が10日以上与えられた非常勤職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日(日又は半日単位の年次休暇に限る。)について、法人が職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、時季指定を行うことなく職員が自ら取得した年次休暇については、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</u></p> <p>3～9 (略)</p> <p>第32条～第46条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>2 年次休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (新設)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第32条～第46条 (略)</p>
--	--

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 再雇用職員等に関する就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第10条</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 再雇用短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第51条第4項、第51条の2第1項から第3項、<u>第51条の3並びに同規則第53条第1項及び第2項の規定を準用する。</u></p> <p>9～18 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第10条</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 再雇用短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第51条第4項、第51条の2第1項から第3項並びに同規則第53条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>9～18 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 任期付職員に関する就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第13条 1～5 (略)</p> <p>6 短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第51条第4項、第51条の2第1項から第3項、<u>第51条の3</u>並びに第53条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>(1) その者の勤務時間等を考慮し1年につき20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とする。この場合において、1年は暦年とする。</p> <p>(2) 年次休暇(この号の規定により繰り越されたものを除く。)は、前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第13条 1～5 (略)</p> <p>6 短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第51条第4項、第51条の2第1項から第3項並びに第53条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>(1) その者の勤務時間等を考慮し1年につき20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とする。この場合において、1年は暦年とする。</p> <p>(2) 年次休暇(この号の規定により繰り越されたものを除く。)は、前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p>